少年法第二十五條第二項第三号の補導委託先に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和二十五年三月十五日

衆

議

院

議長

幣

原

喜

重

郎

殿

提出者

床 次 德

少年法第二十五條第二項第三号の補導委託先に関する質問主意書

家庭裁判所が、 少年法第二十五條第二項第三号の措置をとる場合(いわゆる試験観察)、 補導委託先は、

非行少年の所犯が日を逐つて惡質化するに伴い、 補導それ自体極めて困難な事情にあるが、 他面その経営

も極めて困難な状態に放置されている。

補導委託先が事実上団体である場合、 たとえば神奈川県小田原市所在、 住慈園(除岡和文氏経営)の如き

は、 司法少年保護団体が 廃止されてから、 社会事業団体としても認められず、 事実上団体であり ながら、

団体としての法的根拠が ない ため、 家庭裁 判所 は、 個人委託の手続をとらざるを得ない。

従つてこの 種 この団体が は、 共同 募 金 の配分、 ララ物 資 $\widehat{\mathcal{O}}$ 配給等の支援も受けることができない。 よつてこ

 \mathcal{O} 種事 実上 $\overline{\mathcal{O}}$ 団体 は、 社会事業法 \mathcal{O} 精神 解釈あるい は法規改正等の 方法により、 これを早急に社会事業団

体 と認め、 その経営を助長すべきものと思うが、政府のこれに対する対策如何。

右質問する。